

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年10月31日（平成29年（行情）諮問第425号）及び  
平成30年2月5日（平成30年（行情）諮問第60号）

答申日：平成30年5月14日（平成30年度（行情）答申第48号及び同第  
53号）

事件名：特定文書に記載の「これまでの自衛隊の活動の実経験や国際連合の集  
団安全保障措置に関連する部隊行動規範や各国の活動の教訓を分析  
した」ことに関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示  
決定に関する件

特定文書に記載の「これまでの自衛隊の活動の実経験や国際連合の集  
団安全保障措置に関連する部隊行動規範や各国の活動の教訓を分析  
した」ことに関して行政文書ファイルにつづられた文書の開示決定  
に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「「これまでの自衛隊の活動の実経験や国際連合の集団安全保障措置に  
関連する部隊行動規範や各国の活動の教訓を分析した」ことに関して行政  
文書ファイルに綴った文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）  
の開示請求に対し、別表1に掲げる26文書（以下、併せて「本件対象文  
書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3  
条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月29日付け防官文第1  
3791号（以下「原処分1」という。）及び平成29年7月28日付け  
防官文第11587号（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原  
処分」という。）により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」とい  
う。）が行った開示決定及び一部開示決定について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、  
おおむね以下のとおりである。（意見書については省略する。）

- (1) 本件対象文書につき、本件各開示決定通知書で特定されたPDFファ  
イル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求  
める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を

求める。

- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、別表1に掲げた26文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法11条の規定を適用して、平成29年7月28日まで開示決定等の期限を延長し、まず、別表1の文書1ないし3を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成28年7月29日付け防官文第13791号により、開示決定（原処分1）を行った後、別表1の文書4ないし26を特定し、同項の規定に基づき、平成29年7月28日付け防官文第11587号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分2）を行った。

本件各審査請求は、原処分1及び原処分2に対してされたものである。

#### 2 法5条該当性について

別表2のとおり。

#### 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件各開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル並びにPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト及びプレゼンテーションソフトにより作成されたファイルを特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における各行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

- (2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成2

4年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件各審査請求がされた時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。

(4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |   |             |                         |
|---|-------------|-------------------------|
| ① | 平成29年10月31日 | 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第425号） |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）       |
| ③ | 同年11月30日    | 審議（同上）                  |
| ④ | 同年12月4日     | 審査請求人から意見書1及び2を收受（同上）   |
| ⑤ | 平成30年2月5日   | 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第60号）  |
| ⑥ | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）       |
| ⑦ | 同月22日       | 審査請求人から意見書3を收受（同上）      |
| ⑧ | 同年4月25日     | 本件対象文書の見分及び審議           |
| ⑨ | 同年5月10日     | 平成29年（行情）諮問第425号及       |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 文書1ないし26は、いずれも防衛省内部部局において保有する文書である。

イ 文書1ないし6、8、9、12ないし18及び20については、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト、表計算ソフト及びプレゼンテーションソフトによるファイルを特定している。

ウ 文書7については、防衛省内部部局において作成したものではないことから、原稿のデータを保有しておらず、そもそもPDFファイル形式の電磁的記録しか保有していない。

エ 文書10、11及び21ないし26は、インターネットから入手したPDFファイル形式の電磁的記録であり、それ以外に電磁的記録は保有していない。

オ 文書19については、当時の経緯・手続は不明であるものの、いわゆるプレゼンテーションソフトにより作成された文書がPDF化された文書のみを保有しており、これを特定したものである。

カ 本件開示請求及び審査請求を受け、防衛省内部部局において、書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、文書7、10、11、19及び21ないし26のPDFファイル形式以外の電磁的記録の保有は確認できなかった。

(2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、上記(1)の諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえず、ほかに文書7、10、11、19及び21ないし26のPDFファイル形式以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も存しない。

さらに、上記（１）カの探索の範囲、方法が不十分であるともいえない。

（３）したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（文書 7, 10, 11, 19 及び 21 ないし 26 の PDF ファイル形式以外の電磁的記録）を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、他国の状況に関し、防衛省・自衛隊が収集・分析した情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の分析能力及び分析手法を推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、我が国の安全を害するおそれがあるとともに、我が国と他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第 4 部会）

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別表 1 (本件対象文書)

文書 1	テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画 (平成 13 年 11 月 16 日 閣議決定)
文書 2	イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画
文書 3	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動に関する実施計画
文書 4	旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に基づく対応措置の結果
文書 5	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果
文書 6	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の結果
文書 7	イラク復興支援活動行動史
文書 8	イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について (平成 16 年 6 月 18 日閣議了解)
文書 9	270803 参・平安特委 小西洋之君 大臣 想 28
文書 10	Operational Logistics and the Gulf War
文書 11	CRS Report for Congress
文書 12	湾岸・イラク戦争での米軍の航空拠点
文書 13	リビアにおける多国籍軍の作戦状況 (平成 23 年 4 月 5 日)
文書 14	湾岸戦争時にイラクが発射したスカッドミサイルの被害
文書 15	アフガン治安部隊と NATO / ISAF の活動状況 (平成 26 年 1 月)
文書 16	アフガン治安部隊と NATO / ISAF の活動状況 (平成 26 年 1 月 20 日)
文書 17	イラク及びアフガニスタンにおける補給活動中の死亡事例
文書 18	アフガニスタン情勢
文書 19	アフガニスタン情勢について
文書 20	リビアにおける多国籍軍の作戦状況
文書 21	Army Contractor and Civilian Maintenance, Supply, and Transportation Support During Operations Desert Shield and Deser

	t Storm
文書 2 2	L I B E R A T I N G K U W A I T
文書 2 3	G u l f W a r A i r P o w e r S u r v e y S u m m a r y R e p o r t
文書 2 4	U n i t e d S t a t e s A i r F o r c e F i g h t e r S u p p o r t i n O p e r a t i o n D e s e r t S t o r m
文書 2 5	A R M Y D O C T R I N E P U B L I C A T I O N O p e r a t i o n s
文書 2 6	S t r a t e g i c A i r l i f t S u p p o r t f o r U . S . F o r c e s D e p l o y m e n t t o O p e r a t i o n D e s e r t S h i e l d

別表 2 (原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1 3	6 枚目の一部	情勢判断及び他国に係る情報であつて、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の分析能力及び分析手法を推察されるおそれがあり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 3 号に該当する。
2	文書 1 5	5 枚目の一部	
3	文書 1 6	5 枚目の一部	
4	文書 1 8	6 枚目の一部	

(注) 「不開示とした部分」の枚数は、各文書の表紙から続く通しの枚数を示す。